

会 議 録

会議の名称	平成28年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成28年3月16日（木） 午後6時10分～午後8時55分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成28年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成28年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成29年3月16日（木）午後6時10分～午後8時55分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成28年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ①租税特別措置法の規定する所得税等の特例措置適用にかかる被相続人居住用家屋等確認業務
- ②職員福利厚生業務
- ③退職管理業務
- ④施設警備業務
- ⑤援農ボランティア登録、派遣業務
- ⑥飼い主のいない猫対策業務
- ⑦生活困窮者の自立支援事業
- ⑧小金井市在宅医療・介護連携推進事業
- ⑨小金井市市街地再開発事業補助金交付業務
- ⑩校内における情報の共有と校務の情報化業務
- ⑪公民館陶芸窯使用業務
- ⑫農業委員会委員選任業務
- ⑬番号法関係事務変更届（個人番号追加）
- ⑭臨時職員任用業務変更届
- ⑮業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第18号 内部情報システム（LGWANネットワークフォルダ）について

諮問第19号 施設警備業務委託について

諮問第20号 江戸東京でおもてなし事業業務委託について

諮問第21号 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）について

諮問第22号 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続について

諮問第23号 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続委託について

諮問第24号 電子申告等受付システムについて

諮問第25号 電子申告等受付システムのオンライン接続について

諮問第26号 電子申告等受付システムのオンライン接続委託について

諮問第27号 市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データ

パンチ業務委託について

- 諮問第28号 あき地除草委託について
- 諮問第29号 家計相談支援事業の業務支援システムについて
- 諮問第30号 家計相談支援事業委託について
- 諮問第31号 学習支援事業委託について
- 諮問第32号 小金井市在宅医療・介護連携推進事業委託業務について
- 諮問第33号 空家等実態調査業務委託について
- 諮問第34号 市立小中学校校務用システムについて
- 諮問第35号 市立小中学校校務用システムのオンライン接続について
- 諮問第36号 市立小中学校校務用管理サーバの管理委託について

(4) その他

- ア 内部情報システム管理運用基準の改正について（報告）
- イ 小金井市個人情報保護条例の改正について（報告）
- ウ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委 員】

朝 倉 和 子 植 草 康 仁 金 澤 昭 仮 野 忠 男
亀 山 久美子 多 田 岳 人

【市 側】

西岡市長

<情報システム課>

鈴木情報システム課長

鈴木情報システム係長

<地域安全課>

吉田地域安全課長

久保田地域安全係主任

<職員課>

梅原職員課長

岩佐人事研修係長

大久保給与厚生係長

長村給与厚生係主任

<管財課>

鈴木管財課長

藤原財産管理係主事

<経済課>

高橋経済課長

鈴木産業振興係長

島田経済課主査

<市民税課>

秋元市民税課長

小池市民税係長

中村諸税係長

<資産税課>

内田資産税課長

根本家屋係長

<環境政策課>

大関環境政策課長

碓井環境係長

飛田環境係主任

<ごみ対策課>

小野ごみ対策課長

前坂清掃係主事

<地域福祉課>

高橋生活福祉担当課長

瀧川地域福祉課専任主査

<自立生活支援課>

染谷障害福祉係長

林障害福祉係主事

<介護福祉課>

鈴木高齢福祉担当課長

福多包括支援係主任

<まちづくり推進課>

高橋まちづくり推進課長

黒澤住宅係長

永井まちづくり推進課専任主査

平野まちづくり係主任

<庶務課>

加藤庶務課長

平野庶務係長

松下庶務係主任

<学務課>

河田学務課長

深澤学務係長

工藤学務係主任

安田学務係主事

<指導室>

小林指導室長

高橋統括指導主事

二井本指導係長

<生涯学習課>

小堀生涯学習係長

<公民館>

前島公民館長

<農業委員会事務局>

高橋農業委員会事務局長

<総務課>

水落総務課長

郷古情報公開係主任

若藤事業係長

島田農政係長

諏訪情報公開係長

【傍聴者】

0名

【松行会長】

それでは、ただいまから平成28年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、審議に入る前に、委員の欠席等の連絡を申し上げます。

本日、金澤委員は、若干遅れて出席されると承っております。また加藤委員、樹委員、土屋委員、白石委員は、御都合により欠席されると、連絡を受けております。

審議会条例第5条の規定によりまして、委員の半数以上の出席がありますので、本会議は成立しております。したがいまして、ただいま開会を宣します。

それではまず、平成28年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等がございますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに、報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが19件、届出廃止に関するものが8件、届出変更に関するものが18件となります。

次に諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「内部情報システム（LGWANネットワークフォルダ）について」、「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）について」、「電子申告等受付システムについて」、「家計相談支援事業の業務支援システムについて」、「市立小中学校校務用システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続について」、「電子申告等受付システムのオンライン接続について」、「市立小中学校校務用システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「施設警備業務委託について」、「江戸東京でおもてなし事業業務委託について」、「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続委託について」、「電子申告等受付システムのオンライン接続委託について」、「市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データ

パンチ業務委託について」、「あき地除草委託について」、「家計相談支援事業委託について」、「学習支援事業委託について」、「小金井市在宅医療・介護連携推進事業委託業務について」、「空家等実態調査業務委託について」、「市立小中学校校務用管理サーバの管理委託について」の合計19件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

確かに承りました。

【総務課長】

大変申し訳ありませんが、市長は公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【松行会長】

今回は平成28年度最後の審議会となりまして、来る新年度に向けての委託の諮問等が、本日の事案には多数ございます。委員の皆様には、慎重審議を期していただくわけですが、限られた時間の中、円滑な案件審議となるよう、御協力をお願いいたします。

また、保有等届出について、個人番号を追加する案件について、一括して行う旨を事務局より伺っております。その際は説明がございましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問等をお受けし、それに対する必要な説明を事務局、もしくは直接の担当課から受けることで進行してまいりたいと存じます。

それでは早速、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、報告いたします。

1ページを御覧ください。今回の届出は、開始19件、廃止8件、変更18件でございます。2ページは、部課別の明細となります。3ページから5ページは、その内訳でございます。進行に関しましては、目次にあります案件番号の順序にて進めさせていただきます。

それでは、7ページを御覧ください。「租税特別措置法の規定する所得税等の

特例措置適用にかかる被相続人居住用家屋等確認業務について」、地域安全課の案件でございます。

平成28年度税制改正において、租税特別措置法、同法施行令及び同法施行規則の一部が改正され、相続または遺贈により被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及びその敷地等の取得をした個人が、当該家屋またはその敷地等を譲渡した場合の所得税及び個人住民税の特例措置が新たに創設されました。これに伴い、当該個人からの申請に基づき、本特例措置適用のために当該個人が税務署に提出を要する書類の一部である「被相続人居住用家屋等確認書」を、当該家屋及びその敷地等の存する区域の市区町村において交付することとなりました。

当該確認書交付業務において、国が定めた申請様式を保有することから、届出を行うものです。

8ページを御覧ください。届出番号29-41「被相続人居住用家屋等確認申請書(被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡の場合)」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、住所、印影、財産状態等で、特例措置適用に関する情報でございます。参考としまして、9ページから10ページに当該様式を付けておりますので、併せて御覧ください。

また11ページ、届出番号29-42「被相続人居住用家屋等確認申請書(被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合)」と、先ほどの届出申請書との違いでございますが、家屋の取り壊し等に用いるものでございまして、保有する個人情報の内容には、納税額等が加わっておりまして、当該様式は、12ページから13ページにございます。

14ページには、事業の概要イメージを付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま本案件に関しまして、事務局より説明がございました。御質問、もしくは御意見があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、15ページを御覧ください。「職員福利厚生業務について」、職員課の案件でございます。

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成29年1月より、公務員も個人型確定拠出年金に加入することができるようになりました。

本法律の施行に伴い、新たに職員の個人情報の保有を開始するため、届出を行うものです。

16ページを御覧ください。届出番号07-278「第2号加入者に係る事業主の証明書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、基礎年金番号、印影、掛金納付額、年金等加入状況、掛金納付方法で、個人型確定拠出年金加入に関する情報でございます。参考としまして、17ページに当該様式を、18ページから19ページには、事業の概要を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から本案件に関する説明がございましたが、これにつきまして御意見、御質問あれお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、20ページを御覧ください。「退職管理業務について」、職員課の案件でございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員法の一部改正により、職員の退職管理を厳格化するため、小金井市職員の退職管理に関する条例を制定するとともに小金井市職員の退職管理に関する規則を改正し、職員の退職管理に関し必要な事項を定めました。

これにより、営利企業等に再就職した市の退職者が、現職の職員に対して、小金井市と再就職先との間の契約や処分に関する事務で、離職前5年間または一定の職に就いていた間の職務等に係るものについて、要求・依頼（働きかけ）を行うことが禁止されます。

本事業を実施するに当たり、再就職に関する事項を申請・届出する様式を新たに保有等することから届出・諮問するものです。

21ページ御覧ください。届出番号07-279「再就職者による依頼等の承認申請書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、生年月日、地位、勤務先、離職時等の状況など、職員の退職管理に関する情報でございます。参考としまして、22ページから23

ページに当該様式を付けております。

続きまして、24ページに、届出番号07-280、再就職の届出書で、再就職の際に届出を必要とするものでございます。当該様式は25ページに付けておりますので、御覧ください。

【松行会長】

ただいま本案件に関しまして、事務局から説明がございました。本案件に関しまして、御意見、御質問あればお受けいたします。

【仮野委員】

21ページにあります再就職者による依頼等の承認申請書のこの依頼というのは、要求・依頼（働きかけ）という意味なんですか。このタイトルというか、名称がわかりにくいのですが、ここを説明いただきたいと思います。なぜかというところ、再就職先の関係者、関係企業やその他との関係がありますので、依頼等の承認申請書、再就職者が誰にどう依頼するための承認申請書であるのかということです。

【職員課長】

こちらの承認の申請書につきましては、再就職した元職員から、小金井市に提出していただくものでございます。こういった、こちらの要求・依頼ということについては、禁止をされているところなんですけれども、電気、ガス、または水道水の供給、その他これらに類する継続的給付を受ける契約に関する職務など、裁量の余地が少ない職務に関しては、これはこういったことが認められるということになっておりまして、その場合に、こちらの様式を使いまして、申請をいただくということになっております。

【仮野委員】

分かりました。そう説明していただきたかった。つまり要求・依頼の内容を申請して、それを市側がチェックする訳ですね。しかし、ライフラインに係るようなものは認められると。その中身を吟味するために、個人情報の内容のところ、要求または依頼の内容というのを書く欄がありますから、23ページのその内容を具体的に書いて、チェックを受けるという話ですね。

【職員課長】

はい。

【仮野委員】

その際に、当然ながら依頼してきた人の個人情報を収集するため報告すると

ということですね、了解しました。では、チェックのほうもよろしくお願いします。

【松行会長】

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、26ページを御覧ください。「援農ボランティア登録、派遣業務について」、経済課の案件でございます。

援農ボランティア事業は、市民を援農ボランティアとして養成し、市民が援農ボランティアとして活動することで得られる農業体験、農家との交流等を通じて農業への理解を深めるとともに、援農ボランティアを受け入れた農家の農業経営が円滑に継続できる環境を創出するために行う事業です。

平成29年度から本実施となる援農ボランティア事業実施に当たり、援農ボランティアの名簿を作成し、保有するため届出を行うものです。

27ページを御覧ください。届出番号14-179「小金井市援農ボランティア名簿」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、住所、実習や援農する農家情報等のボランティア登録、派遣に関する情報でございます。参考としまして、28ページに当該様式を、29ページには実施要綱を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま本案件につきまして、事務局から説明がございました。御意見、御質問等があればお願いいたします。

【仮野委員】

この認定情報というのは何でしょうか。こういったボランティアをするには、登録するためにどこで認定を受けるのですか。

【経済課主査】

認定を受けるのは、東京都農林水産振興財団で認定を受ける形になります。

【松行会長】

それだけでおわかりでしょうか。認定情報は、認定番号と認定年度ということですね。

【仮野委員】

この講座はどこでやっているのですか。

【経済課主査】

講座につきましては、立川市にある東京都農林水産振興財団で行いまして、圃場の研修につきましては、小金井市内の農家において行います。

【金澤委員】

第5条の4に、申込時に原則20歳以上の者とありますが、これは何か意味合いがあるのですか。18歳とかではだめなのですか。

【経済課主査】

こちらの原則20歳以上の者とするところにつきましては、東京都農林水産振興財団において行う青空塾という事業に参加し、座学を受けるやり方となっており、東京都の要綱における基準が20歳以上と定められているため、私たちの要綱についても20歳以上ということに定めています。

【金澤委員】

倣ったということですね。

【松行会長】

他にございますでしょうか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、31ページを御覧ください。「飼い主のいない猫対策業務」について、環境政策課の案件でございます。

市では、糞尿による悪臭被害や、鳴き声による騒音被害など、飼い主のいない猫による生活環境への被害に関する市民からの相談件数の急増を受けて、本年度より「飼い主のいない猫対策要綱」「小金井市飼い主のいない猫の地域猫活動ガイドライン」を制定し、飼い主のいない猫対策として「地域猫活動」を支援する事業を開始しました。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫のトイレ、エサ、繁殖などを地域で適正に管理することにより、飼い主のいない猫によるトラブルを減らし、地域環境を改善する、そのことによって「人と猫との調和のとれた共生社会」の実現を目指す活動のことです。

来年度より、要綱改正を行い、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に係る補助制度を開始することに伴い、補助金の支給状況や、市内における飼い主のいない猫の生息状況の把握等のための個人情報保有することから、届出を

行うものです。

32ページを御覧ください。届出番号39-95「小金井市飼い主のいない猫対策に関する様式一式」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、33ページから34ページに別紙として載せてございます。項目としまして、様式の名称及び個人情報の内容、記録項目となりますので、御覧ください。項目が複数ございますが、全体として、氏名、住所等の情報を保有するという内容でございます。参考としまして、35ページから37ページに地域猫活動市民団体登録申請書、38ページに地域猫活動市民団体登録認定通知書、39ページに地域猫活動市民団体登録更新申請書、40ページから42ページに地域猫活動報告書、43ページに地域猫活動市民団体登録更新認定通知書、44ページに地域猫活動市民団体登録内容変更届、45ページに地域猫活動市民団体登録資格喪失届、46ページに地域猫活動市民団体登録取消通知書、47ページに猫の捕獲器借用申請書、48ページに飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書、49ページに飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書、50ページに飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金不交付決定通知書の様式を、51ページには概要を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま本案件に関しまして、非常に詳細な帳票の説明がありました。御意見もしくは御質問があればお受けいたします。

【多田委員】

すごく素朴な疑問なのですが、ここまでやる理由を聞かせていただければと思います。

【環境係長】

様式の数が多いというところでの御質問ですが、地域猫対策の取り組みというのは、私ども行政と、ボランティアの方と地域住民の方の3者協働で行う取り組みという形になってございます。その中で、特に相手が生き物というところで、ボランティアの皆さんが非常に思い入れの強い、かつ御自身の思いに対して、ものすごく強い信念を持っていらっしゃるという方が多い中で、そういう方たちを市で一定のルールを設けた上で、道を同じくして取り組んでいくという中で、制約が必要という認識のもとに、こういった形で提案させていただいております。

【多田委員】

何となくですが、やり過ぎな感じもしますが。

【亀山委員】

地域猫というのは大切だと思うので、それをきちんと管理して、誰でもいいというものではないということの書類だと思うのですが、これは何匹とか、費用などの上限は、決まっているのでしょうか。

【環境係長】

上限につきましては、雄のいわゆる去勢手術が、上限5,000円、ただ、獣医師の先生が発行される領収書をもとに申請いただきますが、そこに記載されている額が、上限額に満たされていない場合は、実費額という形になります。雌のいわゆる不妊手術につきましては、上限が1万円となっております。こちらにつきましても、領収書の取り扱いについては同様となっております。

頭数の上限についてなんですけれども、こちらの支給対象が、市のほうで登録ボランティアという形で、市で定めておりますガイドラインの内容に沿って活動していただけるボランティアの方を、市の職員による面談のもとに、登録ボランティアという形となりまして、その方たちを対象に支給させていただくものとなっております。

支給の上限につきましては、おおむね1カ月に5頭分を上限としてございまして、ただ、こういった活動を進めていく中で、1つの現場で、飼い猫ではないので、1匹とか2匹ということではなくて、普通に10匹いたりする現場も当たり前にあります。そこで上限をここで切る形で完全に線を引いてしまいますと、そこでの活動がうまく進まないという形になってしまいますので、一定の線引きを設けるという意味で、5匹以上の場合には、所定の様式による理由書の御提出を求めています。

【亀山委員】

地域によってではなく、全体で月5匹ということで、保護していくということなのですね、わかりました。

【松行会長】

他に御意見、御質問等ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、52ページを御覧ください。「小金井市市街地再開発事業補助金交

付業務について」、まちづくり推進課の案件でございます。

市街地再開発事業は、不燃共同化や防災性・安全性向上など土地の合理的かつ健全な高度利用及び環境の整備に資することから、小金井市市街地再開発事業補助金交付要綱を制定し、事業施行者等に対して補助金を交付しているところです。

当該申請に当たっては、本要綱の様式に定める交付申請書が必要となり、今回、事業施行者等から提出された申請書の中には、個人情報に係る記載内容が含まれるため、届出を行うものです。

53ページを御覧ください。届出番号43-49「小金井市市街地再開発事業補助金交付申請書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、54ページでございます補償費等に関する補助金交付に必要な情報でございます。参考としまして、55ページに当該様式を、56ページから61ページには補助金交付要綱を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から本件につきまして説明がございました。御意見、御質問等あればお受けいたします。

【金澤委員】

58ページの9条ですが、一番最後の文言に「軽微な変更については、この限りでない」というものは、どの程度のものなのでしょうか。

【まちづくり推進課専任主査】

ここで言っている軽微についてですけれども、具体的な内容を市の要綱で定めているわけではないですが、例えば、補助事業の内容にかかわらないような変更というのが、軽微に該当する場合がありますけれども、原則的には変更があった場合には、内容を改めて提出いただくものと考えております。

【金澤委員】

この文言は必要なのですか。

【まちづくり推進課専任主査】

必要があり、要綱で定めています。

【金澤委員】

原則として、この文言は必要ないと思うのですが。今、即答できないことであれば、検討していただいて。

【まちづくり推進課専任主査】

はい。検討はさせていただきます。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますでしょうか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、62ページを御覧ください。「公民館陶芸窯使用業務について」、公民館の案件でございます。

公民館では灯油陶芸窯1台、電気陶芸窯2台、合計3台を所有しており、公民館が主催する陶芸入門講座を終了したメンバーで構成する団体にご使用いただいているところです。

これまで灯油陶芸窯については灯油代を利用団体が負担しているのに対し、電気陶芸窯の電気代については市が負担していたところですが、平成29年4月より灯油陶芸窯、電気陶芸窯とも、利用団体に実費相当分を負担していただくこととなりました。

当該業務において「公民館陶芸窯使用申請書」「公民館陶芸窯使用報告書」の様式を新たに保有することから、届出を行うものです。

63ページを御覧ください。届出番号37-20「公民館陶芸窯使用申請書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、電話番号でございます。当該様式を64ページに付けておりますので、御覧ください。

続きまして、65ページ、届出番号37-21「公民館陶芸窯使用報告書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、住所、電話番号でございます。当該様式を66ページに付けておりますので、御覧ください。参考としまして、67ページから68ページには使用要綱を付けておりますので、御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から本案件に関する説明がございました。御意見、御質問等あれば、お願いいたします。

【亀山委員】

これはどちらの公民館のことですか。

【公民館事業係長】

どこの公民館に、どの陶芸窯があるかというところでございますが、電気窯につきましては、貫井南分館、貫井北分館に1台ずつ、それから、灯油窯につきましては、緑分館のほうに設置をしております。

【仮野委員】

なぜ電気は料金をとっていなかったのですか。今回一緒にとるようになった経緯については。

【公民館事業係長】

灯油の陶芸窯につきましては、平成4年から設置しておりまして、そのときから灯油窯につきましては、利用者の方に費用を負担していただきましたが、電気窯につきましては、貫井北分館が平成26年度から開館をしまして、そのときに設置をしたところですよ。今までは電気メーターにつきましては、それぞれの館で、館全体のメーターはあったのですが、陶芸だけの積算ができず、請求ができておりませんでした。なお、灯油窯につきましては、その都度補充をすることで行ってまいりました。不公平も生じるということですよ。

【仮野委員】

公平な利用者負担、わかりました。

【松行会長】

他に御意見、御質問はありますでしょうか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、69ページを御覧ください。「農業委員会委員選任業務について」、農業委員会事務局の案件でございます。

平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員会委員の選出方法が選挙制と市長の選任制から、議会の同意を要件とした市長の任命制に改められました。これにより農業委員会委員候補者については、市長が農業者または農業者が組織する団体、その他関係者に推薦を求めるとともに、一般募集を行うこととなりました。

平成29年7月から始まる新たな農業委員会委員の選任に当たり、農業委員候補者を募集するため、小金井市農業委員会委員の選任手続に関する規則に基づき、推薦書及び応募申込書を定めたので、届出を行うものです。

70ページを御覧ください。届出番号62-29「小金井市農業委員会委員候

補者推薦書（個人推薦用）」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は氏名、性別、生年月日、住所などの基本情報と、農業経営状況等の農業委員候補者としての情報を保有するという内容でございます。参考としまして、71ページから72ページに様式を付けております。

続きまして、73ページ、届出番号62-30、同じく「推薦書」でございます。こちらは法人又は団体推薦用でございます。保有する個人情報の内容は、個人用のものとおおむね同様ではありますが、団体等の推薦となることから、その情報が加わるものとなります。様式につきましては、74ページから75ページを御覧ください。

続きまして、76ページには届出番号62-31「小金井市農業委員会委員候補者募集応募申込書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は氏名、性別、生年月日、住所などの基本情報と農業経営状況、応募に係る理由等で、委員候補者本人からのものとなります。参考資料としましては、77ページから78ページに様式を、また、事業に係る条例等を79ページから81ページにかけて付けておりますので、御覧ください。

【松行会長】

本件につきまして、御意見、御質問等あれば、お受けいたします。

【亀山委員】

法律が変わったことの経緯を教えてくださいませんか。

【農業委員会事務局長】

法律が変わった経緯ですが、平成27年の9月に農業委員会等に関する法律だけではなく、農業関係の3つの法律が改正されました。

もっと開かれた農業を展開していくのだということで、農協法等も含めて改正されたという経緯がございます。農業委員会に関する法律も、今までは選挙制と市長の選任制ということで、一定の決まりがあったわけですが、それが全部廃止になりまして、議会の同意を要する市長の任命制という形になったということで、幅広い人材から農業委員を選出するという制度になったと認識しております。

【亀山委員】

最終的に市長が決めるということになるわけですか。

【農業委員会事務局長】

議会の同意を得て、市長が任命するという形になります。

【亀山委員】

その結果、開かれたものになっていくということで改正されたということなのですね。

【農業委員会事務局長】

そのとおりです。農業の世界ですので、急激な変更というのはなかなか現実としては難しいかもしれませんが、制度を運用していく中で、雰囲気も変わっていくのではないかなと、私としては認識しているところでございます。

【朝倉委員】

78ページのところですが、備考の3番に応募申込書に記入された事項は、住所を除いて全てを公表するということになっているわけですが、77ページの内容がそうなるわけですか。学歴とかも全て公表ということになるのですか。

【農政係長】

委員のおっしゃるとおりでございますけれども、必ずしも公表方法がインターネットということではございませんので、インターネットに載せている情報につきましては、こちらの申込書、推薦書に書いてある一部を載せているという形でございます。学歴等は今回の公表では掲載はしていないところです。

【松行会長】

特にほかにないようですので、本件を承認といたします。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、82ページを御覧ください。「各業務の様式に個人番号を追加することについて」、職員課、庶務課、自立生活支援課の案件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴う事務において、様式の整備が行われたことから個人番号が追加になるための届出をするものでございます。

個人情報保有等変更届内訳を御覧ください。こちらの7件につきましては、各様式に個人番号のみが追加となった変更でございまして、3課分を一括して報告させていただきます。様式につきましては、事務局にございますので、必要がございましたら、お申し出ください。

なお、このほかに各種税賦課業務についての同様の個人番号を追加する報告がございしますが、後ほど案件14で説明をさせていただきます。

【松行会長】

それでは、御意見、御質問等、本件についてあれば、御発言をお願いいたします。

特に御発言ないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明を事務局からお願いいたします。

【総務課長】

それでは、83ページを御覧ください。「臨時職員任用業務について」、職員課、庶務課の案件でございます。

平成29年1月1日より雇用保険の対象が拡大したことに伴い、雇用保険に係る説明内容を変更するとともに、希望職種及び勤務条件の希望欄を職員課及び庶務課の運営上、取りまとめしやすくするために、小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿の様式を変更しました。

これに伴い、保有する個人情報の内容に変更が生じたため、届出を行うものです。

84ページを御覧ください。届出番号07-190、次ページ、届出番号36-17「小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿」でございます。

変更する保有届の内容は記載のとおりでございますが、様式にパソコン操作の項目を設けていたところではありますが、今後は収集を行いませんので、1項目削除するものです。参考としまして、86ページに変更後の当該様式を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま本案件についての説明が事務局からありました。本件に関しまして、御意見、御質問等あれば、御発言をお願いします。

特にないようでございますので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明を、事務局からお願いいたします。

【総務課長】

それでは、87ページを御覧ください。「各業務の廃止届出について」、一括して報告させていただきます。

個人情報保有等廃止届内訳を御覧ください。7件の廃止届でございますが、廃止の理由としましては、それぞれ記載のとおりとなりまして、これらは平成29年3月31日をもって収集等を終了し、保存年限経過後に廃棄方法をもって処分を行うものでございます。

【松行会長】

本件は廃止届についての案件でございますが、御意見、御質問等あればお受けいたします。

特にないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

ここからは、諮問及び保有届報告等を含む案件の審議に入ります。それでは、最初の案件から事務局の説明をお願いいたします。

【総務課長】

これより諮問案件に入らせていただきます。88ページを御覧ください。「施設警備業務について」、管財課の案件でございます。

これまでは市が所有または管理する各公共施設の火災・盗難等の発生防止や不法・不良行為を排除等の施設財産の保全を図るための施設警備を、市で実施してきましたが、それら施設警備業務を民間警備会社に委託して行うことになりました。

本事業についての委託契約は、平成29年1月1日より開始しているところですが、現行では事故覚知時の連絡は職員間で行っていますが、平成29年4月からは、施設職員等の緊急連絡者名簿により、事業者と直接行いますので、新たに様式を保有し、業務委託で行うための届出及び諮問するものでございます。

89ページを御覧ください。諮問第19号「施設警備業務委託について」でございます。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、市が所有等をする施設財産の保全を図ることを目的としておりまして、施設警備を委託で行うことにより、緊急事態時等の際に、施設職員との連絡のため、受託者は個人情報を取り扱うこととなりますので、諮問をするものでございます。

受託者への条件については、委託警備仕様書や契約約款で必要な措置を講じてございます。

諮問に関連する保有届としましては、90ページ、届出番号08-42「緊急連絡者名簿」でございます。保有する個人情報の内容は氏名、役職、電話番号の情報でございます。参考としまして、91ページに当該様式を、92ページから95ページに委託仕様書を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

諮問及び保有届報告を含む案件に入ったわけでございますが、事務局から説明がございました。御意見、御質問があれば、委員の御発言をお願いいたします。

特にないようですので、本案件を承認させていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、96ページを御覧ください。「江戸東京でおもてなし事業業務について」、経済課の案件でございます。

小金井市版地方総合戦略の基本目標である「小金井の魅力を発信し、交流人口の増加を図ることにより、地域の活性化につながるまち」の実現を図るため、国の地方創生推進交付金を活用し、江戸東京をテーマに、ターゲットを特化したシティプロモーションの推進及び滞在（時間消費）型ビジネスの創出・拡大を図るための事業を実施するものです。

本事業において、江戸東京野菜を使った料理教室・食事会及びたてももの園を中心としたモデルツアーの実施に当たり、参加者の個人情報を取り扱うこととなり、本事業の企画・募集・受付・運営等を委託して実施するため、諮問するものであります。

97ページを御覧ください。諮問第20号「江戸東京でおもてなし事業業務委託について」でございます。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、地域の活性化を目的としておりまして、江戸東京をテーマとしたイベントを委託にて行うものについて諮問をするものでございます。

委託処理する個人情報の項目は記載のとおりとなりますが、氏名、住所、電話番号、メールアドレスとなります。参考資料としまして、98ページに江戸東京でおもてなし事業実施内容（案）を、202ページから206ページに共通資料として、個人情報取扱特記事項を付けてございますので、こちらも御参考にしてください。

【松行会長】

本件もまた委託業務に関するものでございますが、御意見、御質問等があれば、お受けいたします。

特に御発言がないようでしたら、会長から一言、江戸東京野菜というのはブランドとして何か定義というか、法的なものとか何かあるのでしょうか。

【産業振興係長】

御質問のあった江戸東京野菜については、JA東京中央会という組織がございまして、そちらで認定を受けている野菜です。江戸時代から昭和中期にかけて、都内において在来種として生産をされていた野菜で、復活栽培が各地でされております。

【亀山委員】

委託ですが、こういった項目ごとに、それぞれに特化したところと委託をされるのですか。それとも一括して事業を全て任せるといった形をとられるのでしょうか。

【産業振興係長】

今のところは全体の事業を一括で1社の事業者に委託をするように考えております。

【亀山委員】

その業者の方は、教室に参加される方の個人情報扱いますという審議になるのですか。

【産業振興係長】

はい、そのような御理解で。

【亀山委員】

その業者さんというのは、全てに特化された方ということになるのですね。

【産業振興係長】

業者選定前ですので、来年度になりましたら、契約担当と調整をさせていただいて、業者の選定を進めていくという形になります。

【仮野委員】

小金井での江戸東京野菜は、具体的にどんなものがあるのですか。

【産業振興係長】

代表的なものを申し上げますと、大蔵大根ですとか、しんとり菜、伝統小松菜というのが大体有名なところで、あとは夏になりますと、寺島なすといった野菜が小金井市の農家で栽培されております。

【松行会長】

他に御意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、99ページを御覧ください。「各種税賦課業務について」、市民税課、資産税課の案件でございます。

説明の前に、諮問第21号から諮問第27号の7件の諮問につきましては、業務開始が平成29年1月1日からとなっており、本来、前回の審議会までに諮問しなければいけなかった事項でございますが、担当課において失念していたため、

今回、諮問させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、本案件の説明をさせていただきます。101ページ、諮問第21号「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）について」、102ページ、諮問第22号「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続について」、103ページ、諮問第23号「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）オンライン接続委託について」、111ページ、諮問第24号「電子申告等受付システムについて」、112ページ、諮問第25号「電子申告等受付システムのオンライン接続について」、113ページ、諮問第26号「電子申告等受付システムのオンライン接続委託について」、115ページ、諮問第27号「市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データパンチ業務委託について」の計7件となりますが、一括して説明させていただきます。

市民税・都民税・固定資産税の各種賦課業務に関し「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う利用事務において、手続書類の様式等に個人番号の追加が必要となりました。

1点目の所得税申告書等のデータ連携システムとは、市民税・都民税の賦課を行うために必要な所得税の申告状況を国税庁より電子データで受信するもので、一般社団法人地方税電子化協議会の運営する地方税ポータルセンターで受付したものを、ASP事業者を介し、LGWAN回線を利用して受信するものです。

2点目の電子申請等受付システムとは、個人市民税・都民税における給与支払報告書、法人市民税の申告書、固定資産税における償却資産の申告書などを電子データで受信するもので、1点目と同様に、一般社団法人地方税電子化協議会の運営する地方税ポータルセンターで受付したものを、ASP事業者を介し、LGWAN回線を利用して受信するものです。

3点目の市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データパンチ業務とは、市民税・都民税の賦課に必要な申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書の項目についてパンチ入力を業務委託するものです。

それぞれの諮問に関しましては、以前にもお諮りしているところですが、個人番号を新たに取り扱うことから、保有の届出・諮問をするものです。

101ページを御覧ください。諮問第21号「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）について」でございます。冒頭、説明いたしましたとおり、今回は記録項目に個人番号を追加するための諮問となります。

また、102ページ、諮問第22号「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続について」及び103ページ、諮問第23号「所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）オンライン接続委託について」も同様でございます。

104ページの別紙を御覧ください。所得税申告書等のデータ連携システム記録項目でございます。No. 14の網かけになっている項目、個人番号の追加でございます。オンライン接続における保護の措置やセキュリティ確保の仕組みにつきましては、参考として、105ページにイメージ図を、また、諮問第23号に係る接続委託の内容にあります、別紙、eLTAx利用システム使用契約仕様書は106ページから110ページに付けさせていただいておりますので、併せて御覧ください。

続きまして、電子申告等受付システムの関連に入らせていただきます。

111ページ、諮問第24号「電子申告等受付システムについて」、112ページ、諮問第25号「電子申告等受付システムのオンライン接続について」及び、113ページ「諮問第26号、電子申告等受付システムのオンライン接続委託について」、各諮問書に記載のとおり、個人番号の追加の変更でございます。セキュリティ確保の仕組みにつきましては、参考として114ページにイメージ図を、また、諮問第26号に係る接続委託の内容にあります別紙、eLTAx利用システム契約仕様書は、先ほどの所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）と共通しますが、106ページから110ページに付けさせていただいておりますので、御覧ください。

次に、115ページを御覧ください。諮問第27号「市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データパンチ業務委託について」でございます。こちらについても、個人番号のみの変更となりまして、116ページの別紙項目を御覧ください。No. 121の網かけ部分が変更点でございます。

参考としまして、117ページから119ページに委託に係る仕様書を付けております。また、これまでの委託に係る個人情報取扱特記事項は、共通資料として、202ページから206ページでございます。

最後に100ページにお戻りいただきまして、個人情報保有等変更届内訳を御覧ください。No. 8、No. 9については、今の諮問にございましたシステムの変更届でございます。No. 1からNo. 7までは今回の諮問とは直接関連しないところではございますが、税賦課に関することとなりますので、こちらで

報告させていただきますが、全て個人情報の内容に個人番号を追加するものでございます。

なお、No. 4の届出番号04-19につきましては、記録名称の変更も併せて行っておりまして、下線部分の個人別明細書を追加させていただいております。各様式は、事務局で保管させていただいておりますので、必要がございましたら、お申し出ください。

【松行会長】

本案件は電子的な記憶媒体間のデータ伝送を含む、公的なシステム制度化にかかわる案件の説明でございます。特に個人番号が正規に流通するようになっておりますので、非常に詳細な資料により事務局から説明がありました。

それでは、御意見、御質問があれば、お受けいたします。

【仮野委員】

個人ナンバーが採用され、どんどん電子化されていくが、セキュリティは大丈夫かという面の不安が、湧き上がってきたのですが、セキュリティにはぜひ気をつけていただきたいというお願いです。小金井市から少しでも漏れるようなことがあったら、外に出たときの影響を考えると恐ろしいしいため、そのあたりは大丈夫ですか。

【松行会長】

セキュリティの本質をいつも意識しながらかかわる、人も、機械もセキュリティに万全で緊張感を持って取り組むということ、国民、市民が案じているのだということの御意見、御質問です。

【市民税課長】

私どもが個人情報の取り扱いをさせていただくこととなりますけれども、電子回線につきましては、ストップであるとか漏えいがないようにということで、私どもも管理者から地電協のほうには求めているところでございます。

また、事務の執行に当たりましては、執務室内は特定個人情報を扱う管理領域となりますので、マイナンバー制度が始まる前に、私どもも情報システム課の力をかりまして、一度事前チェックというものを行ってございます。どういう形で、どういう保管をして、どういう運用をしていったら、漏えい等がないのかというところを事前にチェックさせていただいて、それに沿って運用をしているところでございます。

一旦、不安を皆様に与えてしまいますと、マイナンバーというシステム全体に

影響が出るものでございますので、私どももその点については、十分に注意しながら、業務を行っていきたいと考えております。

【仮野委員】

小金井から漏れることはないかもしれませんがマイナンバーというのは、大きな問題が起きそうであり、決意はよくわかりました。

【松行会長】

これは特に税賦課業務に関しての国民や市民、住民の心配事をただいま代弁してくださったんですが、地方自治行政全体につきましては、最近の新聞で、自治体内部における個人番号の処理にかかわる部署ごとで、慎重を期すようにという特集記事がございました。地方行政と個人番号の安全、安心な取り扱いですね。特に端末にかかわるところについては、部課の責任者がフロントに立って、安全確認を常に怠らないことが肝要だという記事だったように思います。

それでは、他に御意見がないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、120ページを御覧ください。「あき地除草委託について」、環境政策課の案件でございます。

小金井市あき地の管理の適正化に関する条例により、日ごろから、あき地の所有者の皆様にも、本市から所有地の適正な管理をお願いしているところでございます。同条例の第8条に、「あき地の所有者等は、自ら雑草等を除去することができないときは、市長にこれを委託することができる」との定めがあります。平成28年度までは同条に基づく委託申請があった際には、市職員が当該あき地の除草を行っていました。しかし、民間ができる事業はアウトソーシングするべきという時代の要請により、平成29年度からは、委託により実施することから諮問するものです。

121ページを御覧ください。諮問第28号「あき地除草委託について」でございます。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、周辺環境を良好に保つことを目的としておりまして、所有者にかわって除草を行う委託について諮問を行うものでございます。委託において取り扱う個人情報の項目といたしましては、記載のとおりでございますが、所有者が市に草刈りを委託したあき地の住所でございます。

参考資料としまして、122ページから127ページに仕様書（案）を付けて

おりますので、こちらも御参考にしてください。

【松行会長】

ただいま本件につきまして、事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【植草委員】

こういった業務の除草については、従来も市役所でやっていただいていたのですか。それを今度、民間に委託をしますよと。その辺については、囲みの中に書かれているとおり、時代の要請によりとなっているのですが、その部分と、実際の諮問事項の業務の目的に書かれている内容、確かに委託される業務の中身、目的はこういうことなのでしょうけど、公から民に仕事を移す狙いみたいなものが書かれていてもいいのかと、ちょっと違和感を持ったのですが、いかがでしょうか。

【環境係主任】

こちらの業務の目的というのは、あくまであき地の除草を業者に委託するということの目的だと、私のほうでは思っておりましたので、このような内容で書かせていただきましたけれども、この業務は市職員が直接あき地に行って、草刈りを行っていたところを、造園業者などにお任せしようという話になったこと自体は、アウトソーシングするべきという意見が審議会などからも出ておりましたので、ようやく体制が整って、このような形になったというところでございます。

それを業務の目的のほうにも書いたほうが良いということであれば、もちろんそのあたりは書かせていただきたいと思います。

【植草委員】

私のほうも質問というか、はっきりしないでお聞きしたので、ただ、何となく、時代の要請という表現に含まれているとおり、明確なことは基本的にないわけで、具体的な理由というか目的みたいなものはないので、表現としては仕方ないのかなということで、読ませていただいています。

【環境政策課長】

こういう書き方をしていますけれども、具体的には先ほども担当から説明させていただきましたが、職員で草刈りを実施していたところですが、来年度から体制が変わるということもございまして、実際に従事していた職員が、来年度から携われなくなったということもありまして、こういった形にということになりました。

【植草委員】

実際の理由が実は違うのですか。

【環境政策課長】

そうですね。これもそうですし、減員の理由もあるということです。

【亀山委員】

所有者があるあき地を市が無料で草刈りをしてあげていたということなんでしょう。それとも、所有者の方が料金を払って、市がなさっていたことを今度は民間に委託をするのでしょうか。

【環境係主任】

こちらの条例、小金井市あき地の管理の適正化に関する条例というものが、昭和45年から施行されたものでございまして、こちらの中に、1平方メートル当たり100円ということが明記されており、その金額をお支払いいただいた上で行っていただいております。来年度から行う際には、あくまで所有者から申請をいただいて、料金をお支払いいただいた上で、作業を行うということで、無料でやっているということではございません。

【亀山委員】

その業務を市が中間的に担っているのはなぜですか。

【環境係主任】

実際、昭和45年に成立されたときの経緯というものが、聞き伝えでしかないものですから、はっきりしない部分もあるのですけれども、私が聞いている範囲では、あき地が多くて、それなりに草が生えてきますと、当然近隣住民の方が、衛生害虫が出たりとか、草木の繁茂自体が道路などに出てきたりして、通行自体も邪魔であるといった、いろんな問題があって、小金井市のほうも、あき地の管理の適正化に関する条例を定めようということになったと聞いております。

【亀山委員】

ということは、あき地に草が生え、それを所有者ができない事柄を、市のほうに来ない限りはできないのか、それともあき地に草が生えて、市が所有者に草刈りをしてくださいね、しかし場合によっては、市でできますという両方のことなのでしょう。

【環境係主任】

もともと、大体のあき地が放置されている状態になっておりますと、所有者の方がそういった状態を知らないことが多いのです。ですので、まずは、市のほうで現地を確認に行って、「これは近隣の方にも迷惑がある状態だな」と判断しま

すと、その状況を写真に撮らせていただきまして、今、このような状態になっておりますので、ぜひ草刈りをやっていただけたらと思いますという文書を、まずはお送りします。 そうしますと、所有者の方も、「あらま、大変だ」ということでお電話をいただきまして、ただ、「自分だとなかなか、そんな業者さんとかも全然わからないし、どうしたらいいのでしょうか」ということで、では、市でも、草刈りの委託を受け付けていますということで行っておりました。ただ、これは、昭和45年に成立しただけありまして、今、市に委託されている方というのは、もう30年以上ぐらい連綿とやっている方がほとんどです。今どきの方だと、インターネットなどもございますので、そういう業者を検索したりして、すぐにお問い合わせしたりということが出来る時代でございますので、最近になって申請される方というのは、ほとんどいないのですが、昔からの方は、所有者自身もお年を召されて、むしろその頃よりも、なかなか作業が難しい状況になっておりまして、今でも大体1年で6件ぐらいの申請があるところです。

【亀山委員】

市がそういった状態をお知らせして、連綿と何年もなさっている方であれば、そういう方向で委託業者でもいいという気がしました。

【松行会長】

人口学会の定義によりますと、総人口が基本趨勢として減少に向かっていることは否定できない事実になっているわけです。それと付随して、同時に、市街地における空家、あるいは、空家に近い状態の管理が行き届いていない空き地がたくさん大都市圏内において発生しているわけで、位置指定ができた道路の舗装部分と、へりの水の吸い込みを前提としたところは、放置していると、町の住宅街の隅々まで、ひと月、ふた月の間に背の高い雑草に覆われてしまうのです。そこから病害虫が出てきて、感染症にも関連してくるということで、これは非常に地味な事業に見えるんですけども、人口減少の超高齢社会で付随する空家現象も含めて、非常に基本的な大きな課題を持っている事業じゃないかと、我々は認識するわけです。ですから、申告によってなされると、資料に書いてございますけれども、非常に地味な事業ではあるけれども、今後、こういった形でこの制度をポリッシュアップしていくべきかどうか、常に、ある一定期間で、こういった審議会の場で、市民代表として、我々が関心を持って見守っていくべき事案だと私は当該課の説明を伺いながら、受け取った次第です。

【亀山委員】

委託をする以上は、市の業務が軽減されていかなければ委託という意味合いがないので、思った次第です。

【松行会長】

行政職員の定員管理がある中で実現していくには、間接公営といいますか、民間事業委託を含めた経営方式で、事業を地味ながらも目配りしていくということが求められているのだと思います。

【金澤委員】

これはあき地の除草委託（単価契約）ということで、これは業者さんがあるということか、それともシルバーセンターとかというところなのですか。

【環境係主任】

現時点では業者と契約をしてはおりませんが、造園業者を想定しております。入札です。

【松行会長】

他に御意見、御質問はありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、128ページを御覧ください。「生活困窮者の自立支援事業について」、地域福祉課の案件でございます。

129ページ、諮問第29号「家計相談支援事業の業務支援システム」、130ページ、諮問第30号「家計相談支援業務委託について」、及び155ページ、諮問第31号「学習支援事業委託について」、関連しておりますので、一括にて説明させていただきます。

平成27年4月に施行された、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立促進を図ることを目的として、従来からの自立相談支援事業等に加え、新たに家計相談支援事業と学習支援事業を開始します。

1点目の家計相談支援事業では、家計に課題を抱える生活困窮者を対象として、従来の自立相談支援事業と一体的に相談支援を行うものです。

2点目の学習支援事業は、生活困窮家庭の子どもを対象として、高校受験のための学習支援等を行うものです。

それぞれの事業開始に伴い、新たな様式の保有、システムの利用及び本業務の委託を行うため、届出・諮問するものです。

129ページを御覧ください。諮問第29号「家計相談支援事業の業務支援システム」でございます。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、生活困窮者の自立促進を図ることとして、家計相談支援に関する各種手続を電子的に記録、管理を行うこととございます。

次に、130ページ、諮問第30号「家計相談支援事業委託について」でございます。冒頭に説明いたしましたが、既に実施しております自立相談支援事業等について、以前に委託で行う諮問をお諮りしているものであり、本事業についても同様の委託により行うものとございます。

諮問に関連する保有届としまして、131ページに届出番号17-558「家計相談支援事業使用様式一式」及び132ページ、届出番号17-559「家計相談支援事業の業務支援システム」でございます。今説明をさせていただきましたそれぞれの個人情報の内容、記録項目は133ページから135ページの別紙にまとめさせていただいておりますので、御覧ください。

参考としまして、136ページから148ページに当該様式を、149ページにシステムに係る個人情報保護措置を、150ページから154ページに委託仕様書を付けておりますので、併せて御覧ください。

続きまして、155ページを御覧ください。諮問第31号「学習支援事業委託について」でございます。業務の目的としましては、先ほどの家庭相談支援と同様でございますが、こちらは高校受験のための学習支援について委託により行うものとございます。取り扱う個人情報の項目でございますが、156ページの別紙にございますので御覧ください。

諮問に関連する保有届としまして、157ページに届出番号17-560「学習支援事業使用様式一式」でございます。個人情報内容でございますが、156ページの別紙となりまして、諮問と同様でございます。

参考としまして、158ページから164ページに当該様式を、165ページから168ページに委託仕様書を、また、先ほどの家計相談支援事業と共通の個人情報取扱特記事項を202ページから206ページに付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から、本件について説明がございました。

御意見、御質問があればお願いいたします。

【植草委員】

1点目の家計相談支援事業について2点ほど。128ページの囲みの中でございますけれども、1点目の家計相談支援事業については、「自立相談支援事業と一体的に相談支援を行うもの」と、この「一体的」というのはどういう意味なのかというところが1つです。

それと、同じくその事業の中で149ページ。世帯というか個人にとっては非常に機微な情報をいろいろと扱うわけで、当然この辺のセキュリティの管理が非常に大事だと思っているのですが、1つ目に、システムの維持管理で保護内容が書かれています。「盗難、破壊等の事故から守り、業務が円滑に行えるよう必要な措置を講ずる」となっていますけれども、具体的にどんなような措置が講じられようとしているのか、その2点を1つ目についてはお伺いしたいのと、併せてお尋ねしたいのは、2点目の学習支援事業についてです。こちらについては、165ページ以降、具体的な学習支援事業の委託の中身が書かれていて、それを拝見させていただくと、どうも学習支援員の役割というか位置づけが非常に重要になってくるのかなというように拝見させていただいたのですが、そういう意味では、この学習支援員というのは、事業全体をある事業者さんに委託をして、その事業者さんが必要があるので学習支援員を、そこでまた募集をして選定をしていくという段取りになるかと思うんですが、この学習支援員の募集をかけて選定をしていくというのは、再委託の禁止というのが一方でありますけれども、それとは絡まないとは思いますが、でも、何で再委託の禁止というのがあるかといえれば、1つには情報セキュリティだとか、その辺の問題があるわけですよ。それだけじゃないんですけれども。そういう意味で、この学習支援員を改めてその事業者がまた募集をしていくというところの仕組みは非常に大事だと思っております、そういう意味で1つとして、その学習支援員の選定に当たっての基準が166ページ(2)の学習支援員の選定で出ています。「次の要件を満たした学習支援員を選定しますよ」となっているんですけれども、実はこのことにプラスしてというか、次のページの167ページの(6)支援対象世帯決定後の対応で、「事業統括者は、支援が決定した子どもの学力等を勘案した上で、適切な学習支援員を選定する」、ここで言っている「適切な」というのは、当初の(2)の学習支援員の選定でうたわれている要件とダブるのか、それともプラス何かあるのか。いずれにしても重要なというか、いろんな意味で重要なお立場の方を選定しなくてはいけないので、その辺を具体的に確認をしたいです。

今のところで併せて言いますと、(6)の「適切な学習支援員を選定するとと

もに、支援対象世帯の名簿等を作成し、適切に管理する」となっていますが、ここも具体的にどのように適切に管理をする予定でいるのかというか、計画を持っていらっしゃるか、その辺についてお教えいただければと思います。

【生活福祉担当課長】

それでは、御質問に順次お答えさせていただきたいと思います。

まずは1点目です。「自立相談支援事業と一体的に」のところの「一体的」というのはどういうことか。まず、こちらに書かれているとおり、当市では平成27年4月から自立相談支援事業を先に実施しております。そこにはさまざまな相談にいらっしゃる、内容も幅が広く受けておりますけれども、その中で、やはり家計というかお金の使い方であるとか、そういったことに関係するような相談というのも数多くございまして、それを受けて、やはり任意事業と言われている中で家計相談というものは早期に実施をする必要があるというふうに考えました。

ですので、まずは相談をしに来た方については、最初に自立相談支援の相談員がお受けして、内容をお聞きした上で、家計相談の事業につなげたほうが良いような方については、家計相談員があわせて御質問を伺うというようなことを考えておりますので、一体的にという言葉になってございます。

2点目が、149ページのほうですけれども、こちらに関しましては、現行もそうなのですが、まずは個人の情報を入力するパソコンにつきましては、インターネットにつながらない環境のものを使ってございます。こちらは国の補助事業にもなりますので、例えば統計情報のようなものは国のほうに送るような必要がございますが、その場合にも、個人情報は一切抜いた形の資料を作成しまして、別のインターネットに接続されているパソコンから送るので、必ず個人情報の入っているパソコンについては、外とのインターネットでの接続ができないような環境を守っていただいております。

3点目が、学習支援のことについてでございます。まずは165ページの学習支援員の募集についての御質問をいただきました。こちらにつきましては、担当から説明をさせていただきます。

【地域福祉課専任主査】

こちらの、先ほどの再委託のところと似ているのではないかという御指摘がございましたけれども、この学習支援事業は、いわゆる家庭教師の派遣に近い形でございまして、事業者に委託をした後、その事業者のところで雇用された家庭教師のような人を学習支援員という呼び方をいたしまして、各家庭に学習のための

指導に訪問するという形になっておりますので、再委託というよりも、事業者で雇用されたそれぞれの支援員の家庭教師が行くという形なので、再委託というようなものではないと認識しております。

【生活福祉担当課長】

もう1点、最後の御質問が167ページのところの支援対象世帯決定後の対応のところであります適切な学習支援員の選定ということでございます。やはり生活困窮者の家庭というのはさまざまな状況がございますし、また、その支援を受けられるお子さんの状況というのもあります。1つ例を挙げるとすれば、例えば男性か女性かによって、またはその家庭の状況に応じて入る支援員、またはそういうような御相談に応じる者についても、どういった性別の者がよろしいかとか、そういうところも内容をお聞きしながら事業者のほうで判断をしていくというようなことを考えてございます。

高校受験の進学等の目的ということで考えてはございますけれども、そのお子さんの成績の状況であるとか、そういったことによって支援の内容も変わってくると考えておりますので、そういったところの個別の状況に応じた対応ということを考えているところでございます。

もう1点、同じページの(10)に書いてございますけれども、業者に関しては、様々な個人情報を扱っていただくようになりますので、受託者に対しては個人情報の取扱特記事項というものを遵守していただくように、それは契約内でもそうなりますし、また、法律上でも適切な対応をするようにということも定まっているところでございます。

【植草委員】

学習支援員の選定については、要件を166ページに整理しているけれども、ここは選定に当たっての基準ですよと。選定された支援員が複数いらっしやって、具体的にあの家庭に派遣するとなった段階で、その世帯に合ったような人をさらに適切に送り込むという仕組みをお願いしていますよというようにとればいいということですね。

その学習支援員については、ただ勉強を教えるだけではなくて、この166ページの(3)の学習支援員の業務に書かれているとおり、かなり突っ込んだというか、世帯の状況に入り込んだ役割がありますよね。この辺も含めて、何かかなり大変な役目だなという気がするのですけれども、そういった人をうまく選定して、また研修なりをして、この辺というのは想定的には十分にうまくいくという

ことですかね。

【生活福祉担当課長】

今回の事業に関して言えば、小金井市だけではなくて、既に先行して様々な市が実施しています。国は全国的に自立支援事業に関しては実施をするような方向で進めていて、情報提供もあるところですよ。やり方は市町村に任せられている部分も多いのですが、そういった中から見積もりを取っています。

また、実際には公募型のプロポーザルというような方式を考えておりますので、各事業者のほうからも提案の内容を見させていただいて、一番有効な業者を選定していくような取り組みをしたいと考えております。

【松行会長】

他に御意見、御質問はありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、169ページを御覧ください。「小金井市在宅医療・介護連携推進事業について」、介護福祉課の案件でございます。

当事業は、厚労省が進める地域包括ケアシステムの一環であり、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であります。

本事業は、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築の推進を目的とし、医療・介護関係者向けの相談支援窓口を医師会内に設置して実施するものです。

新たに個人情報を保有及び事業を委託により実施するため、届出・諮問をするものです。

170ページを御覧ください。諮問第32号「小金井市在宅医療・介護連携推進事業委託業務について」でございます。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、地域包括ケアシステムの一環として、高齢者を地域で支えることを目的としておりまして、医療と介護の連携推進を図るための事業委託の諮問をするものでございます。

委託処理する個人情報の項目としましては、記載のとおりでございますが、氏名等の基本事項や在宅医療に関する事項、相談事項等でございます。

諮問に関連する保有届としまして、171ページ、届出番号27-113「相談受付票」でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおりですが、諮問と同様でございます。参考としまして、172ページに当該様式を、173ページに実施要綱を、また、174ページに在宅医療・介護連携に関する相談支援のイメージ図を、202ページから206ページに共通資料として個人情報取扱特記事項を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から、本件についての説明がございました。本件に関しまして、御意見、御質問等あればお伺いいたします。

【亀山委員】

「医師会内に設置して実施するもの」という、医師会内とはどこでしょうか。

【包括支援係主任】

医師会館の建物の中に相談業務をする場所を常設する予定になっております。広さとしては特段多く必要とするところにはないので、スペースを一室設けることにさせていただきます。

【松行会長】

他に御意見、御質問はありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、175ページを御覧ください。「空家等実態調査業務について」、まちづくり推進課の案件でございます。

平成26年2月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、同法において市町村の責務として、「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」と定められました。まちづくり推進課では、市内空家及び所有者の意向等の実態を把握し、今後、地域安全課において予定している空家対策計画の策定や、全庁的な空家対策の基礎データとして活用するため、平成29年度に調査及び所有者アンケートを実施するものです。本事業は委託により実施するため、業務委託についての諮問をするものです。なお、本調査の結果については、調査後、別途データベース作成を地域安全課において行う予定です。

176ページを御覧ください。諮問第33号「空家等実態調査業務委託につい

て」でございます。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、市内の空家の状況等の把握をし、今後策定予定の空家等対策計画等に活用していく予定でございます。冒頭でも説明いたしましたが、本業務は委託にて行うため、諮問するものでございます。

個人情報の項目といたしましては、記載のとおりでございまして、空家に関する情報等でございます。

参考資料としまして、177ページから180ページに業務委託仕様書案を、202ページから206ページに個人情報取扱特記事項を付けてございます。

【松行会長】

ただいま、本件につきまして事務局から説明がございました。御意見、御質問等あればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、181ページを御覧ください。「小中学校校務用システムについて」、指導室の案件でございます。182ページ、諮問第34号「市立小中学校校務用システムについて」、183ページ、諮問第35号「市立小中学校校務用システムについて」、こちらはオンライン接続を図るものでございます。184ページ、諮問第36号「市立小中学校校務用管理サーバの管理委託について」、以上3件は関連しておりますので、一括にて説明させていただきます。

小金井市立小中学校は、各校単位で校務用サーバを整備していましたが、各サーバの統合を行うための機器を整備し、校内サーバをセンター化・一元管理することで、今後の学校ICT化の進展に耐えうる基盤として発展させつつ、セキュリティレベルを向上させることとしました。（校務用サーバはセンター化し、一元的に管理することとの文部科学省からの緊急提言を踏まえた対応です。）

これに伴い、従前のシステム環境が廃止になり、新たなシステム環境において個人情報の保有等を行うことから、届出・諮問を行うものです。なお、取り扱う個人情報の内容は、従前のシステム環境時と同様です。

182ページを御覧ください。諮問第34号「市立小中学校校務用システムについて」でございます。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、校内における情報の共有と校務の情報化を一元的に管理を行うものでございます。

個人情報の記録項目は記載のとおりでございまして、従前のシステム項目と変

更はございません。

次に、183ページ、諮問第35号「市立小中学校校務用システムのオンライン接続について」でございます。オンライン接続に関する内容については諮問書に記載のとおりでございますが、接続の目的としましては、校務用システムの情報を民間のデータセンターのサーバにて一元的に管理するため、オンラインで接続を行うものでございます。

オンライン接続する個人情報に記載のとおりでございますが、先ほどの諮問第34号と同様でございます。オンライン接続における保護措置としましては、諮問書にもございますが、外部から接続ができない閉域回線を使用するなどの措置を講じます。

参考として、198ページにシステムの接続イメージ図を簡単ではございますが、付けさせていただきますので、御参考にしてください。

次に、184ページ、諮問第36号「市立小中学校校務用管理サーバの管理委託について」でございます。業務の目的としましては、サーバの保守点検及びサーバの更新に係るデータを委託することから諮問を行うものです。

委託処理する個人情報の項目は、先ほどの諮問と同様でございますが、委託に係る仕様書は187ページから197ページにございます。

諮問に関連する保有届としまして、185ページを御覧ください。届出番号32-78「市立小中学校校務用システム」でございます。個人情報の内容は、諮問の記録項目と同様でございます。

また、最後に186ページ、届出番号32-77「市立小中学校校務用LAN」に関しましては、新たなシステム環境へ移行するための廃止届でございますので、併せて報告させていただきます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございましたが、御質問、御意見等あればお受けいたします。

【植草委員】

181ページに今回のシステム化、統合化することの目的等々が書かれています。そこに書かれているのは、基本的にはセキュリティレベルを向上させるということですが、183ページの具体的な中身でオンライン結合の目的というところでは、「一元的に管理することにより、セキュリティの確保、安定運用及び経費削減を図るため」となっています。経費削減も当然重要なことでございます

けれども、セキュリティのレベルを上げることが第一なのか、それとも経費削減が第一なのか、ちょっとその辺のウエイトを確認したいなというところと、また、統合化することで本当にセキュリティレベルが上がるのか、逆に統合化したことで危険の要素も当然あるわけで、その辺、プラスマイナスして、結局プラスということでこれを選択されたのだと思うんですけども、想定をしているマイナスの部分が何かあれば、お聞かせ願いたいなということです。

【学務係主事】

それでは、御質問いただいた件につきましては、両課またがっていますので、学務課から説明させていただきます。

まず、こちらの主な趣旨ですが、両方併記がありますが、セキュリティの確保が第一の目的として考えております。

デメリットと申しますと、こちらに経費削減とはなっておりますが、導入するときの経費が、設計費用などが若干かかってしまいますので、そういう面では多少デメリットがあると思っておりますが、今後、将来的に考えますと、修繕ですとか運用経費に関しまして一元的に管理することによって、運用コストとしては全体的の削減につながるのではないかと考えております。

セキュリティの向上ですが、基本的には、システム上は今の学校サーバにある程度、セキュリティの対策のサーバ等を増やして、向上を図ることを検討しております。外部的なセキュリティに関しましても、現在は学校にサーバを置いてありますので、例えば外部の侵入はあまり考えられないのですが、施錠等が学校内にありますので、そこまで磐石ではないということと、サーバの置いてある部屋の冷房施設が整っておりませんので、そういう意味でも不安を感じておりました。センター化に一元化することによって、施錠管理につきましては、民間のデータセンターが厳重にセキュリティのチェックを行っておりますので、何重にもセキュリティを施しておりますことで、なかなか外部の侵入が考えられないのと、施設についても充実しておりますので、サーバの安定運用を求めるに当たっても適しているのではないかとこの考えで、データセンターへのを検討しております。

【植草委員】

要は、セキュリティ面でも費用の面でもプラスマイナスあるけれども、最終的にはプラスになるだろうというお話だと受けとめました。セキュリティ面のマイナスというか、具体的にはリスク、何か想定されているリスクがあれば、統合化することによるリスク、何か教えていただけると。

【学務係主事】

統合化によるリスクですが、今は有線で各端末に接続していますが、こちらのセンターサーバ化にいたしますと、決まる業者によってやり方が異なるのですが、基本的にはVPN網を使って、直接の線ではなく、データセンターと学校の間を暗号化されたものを飛ばして運用していく形になります。飛ばしている間に、有線とはまた異なって、一般的な外界に触れるのではないかという懸念もあるのですが、そちらは万全な暗号化によって飛ばしていく形になりますので、そういう意味でも、心配しているデメリットに関して、ある程度対策は業者のほうでとられてはおりますので、セキュリティ面について、そこまでデメリットがあると考えてはおりません。

【松行会長】

統合化ということで、私も地方公共団体の専門家を含めた調査団の視察で、アメリカなどの関連国のシステムを比較観察してきた経験を持っているのですが、そこで言われたことは、インテグレーション、統合化をするというのは、常にどこかで情報を守っている壁が破られたときに、一気に全てが漏れてしまうということで、統合化は費用節約的で、それから作業能率の効率化という点では確かに大きなメリットがあるのだけれども、セキュリティを守るという点では、統合化よりも一般論としては分散化のほうが安全性が高いと、これはもう基本原理だと私どもも海外で教えられてきたわけです。特にこのシステムでは、185ページの届出状況の個人情報の利用目的は「情報の共有化と校務の情報化」であって、個人情報の対象となる範囲というのは、児童・生徒、それからその保護者、さらには現場の教務を担当する教職員ということで、しかも個人情報の内容というのは、学業成績とか写真を含む容姿である3情報を含み、電話番号に至るまで、あるいは親族関係まで、地域社会の中で統合的に格納しているわけですから、市民の立場、市民目線で心配案件を総括質問していただいたわけであって、各学校のキャンパスの中にプロテクトされて設置されているのでしようけれども、一旦どれかの端末から漏れてしまえば、これはただごとでなくなるので、学務課、指導室におかれましては、やはり常に、おさおさモニタリングというか、そういったことをきめ細かくやっていただかないとということで、担当課は、大変心しておくべき事項であったと思います。

他に御意見、御質問はありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、最後の案件につきまして説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、199ページを御覧ください。内部情報システム（LGWANネットワークフォルダ）について、情報システム課の案件でございます。

小金井市では、総務省の指示による自治体情報システム強靱化事業を実施し、平成29年3月13日より内部情報システムをLGWAN環境とインターネット環境に分離しました。

従来の内部情報システムに属する庁内の機器は、LGWANに限定したネットワークに隔離されることとなり、省庁及び地方公共団体のみと接続することになりました。接続のリスクが懸念されていたインターネットとつながりを持たなくなったことで、従来の内部情報システムでは取り扱いを制限していた個人情報について、LGWAN環境下では市民等の個人番号を含むものを除いて取り扱い可能となります。

LGWAN環境は、社会保障・税番号制度における個人番号関係事務（職員の個人番号を取り扱う事務）の実施領域ともされており、これらの情報を保有する保存領域として内部情報システム（LGWANネットワークフォルダ）を整備することとしました。

内部情報システム（LGWANネットワークフォルダ）は、部署単位にアクセス制御を施しており、操作は記録と監視の対象となります。

以上のとおり、市民等の個人情報を取り扱うファイルサーバ上の保存領域として、内部情報システム（LGWANネットワークフォルダ）において個人情報の記録等を行うことから諮問するものです。

200ページを御覧ください。諮問第18号「内部情報システム（LGWANネットワークフォルダ）について」でございます。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、情報システムが強靱化することで、従前までアクセス制御されていた個人情報の保有領域を利用することが可能となり、個人番号関係事務などにおいて各課で利用するものでございます。

個人情報の記録項目は記載の5項目となりまして、通常ですと関連する保有届において同時に行うところでございますが、こちらのシステムについては、先ほどの小中学校校務用システムなどとは別となりますが、全庁に及ぶものでございますので、今後はこのシステムにより、個人情報を保有する場合には、その事象が生じた段階で、各課において保有届を報告させていただきます。

そのため、通常ですと届出番号と同一の記録番号を記載しているところですが、諮問のみのため、記録番号は空白とさせていただいております。

参考としまして、201ページにシステム環境イメージ図を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいまの案件につきまして、御意見、御質問があればお受けいたします。

【仮野委員】

201ページの図面ですが、LGWANネットワークフォルダというのはどれになりますか。

【情報システム課長】

LGWANサーバ群のところに内部情報システム（財務会計、文書管理システム、グループウェア等）となっているこのところがネットワークフォルダということになります。

【仮野委員】

この右側の図とほとんど変わらないのですが、どこがどう変わるのか、どう安全になるのですか。

【情報システム課長】

この図で言いますと、今まではLGWANとインターネットが同じ空間にありましたが、今回切り分けをしたということで、インターネットがもう分離されていますので、入っていないというところで安全性を確保しているということです。

【仮野委員】

それならわかりやすいです。

【松行会長】

他に御質問、御意見はありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審議会の報告と諮問事項についての審議をこれにて終了いたします。

その他の部分に移ります。

その他の報告等の説明をお願いいたします。

【総務課長】

207ページを御覧ください。その他につきまして、2点報告をさせていただきます。

まず1点目、内部情報システム管理運用基準の改正について、こちらにつきまして、担当部局から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

【情報システム課長】

情報システム課より、内部情報システム運用基準の改正につきまして報告させていただきます。

国が進める自治体情報システム強靱化事業により、小金井市におきましても情報システムのネットワークを分離、これを受けて各種運用基準の整理を行っており、後日、改正案文について報告する旨、前回の審議会におきまして説明をさせていただいたところでございます。

改正に当たりましては、社会保障・税番号制度による安全管理措置の要請もあるため、情報セキュリティ実施手順（情報資産の管理・運用）の整備を進めてきたものでございます。

運用基準は、セキュリティポリシーの下層に位置づけられ、情報セキュリティ実施手順として整備することとしたもので、セキュリティ対策基準以下は非公開部分を含むため、公開できる範囲での報告にとどめさせていただくことを御理解いただきたいと思います。

改正の詳細につきましては、資料の208ページから213ページの情報セキュリティ実施手順（情報資産の管理・運用）（案）を御覧いただければと思います。

【松行会長】

ただいま事務局から、その他の審議案件のうち、最初の案件について、特に情報システム課から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。総括的に情報管理システムの運用基準改正みたいなことに触れております。

特に御発言がないようですので、本件を承認いたします。

それでは、その他の次の案件について、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保護条例の改正の関係で、大きく2点報告させていただきます。

214ページを御覧ください。まず1点目でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正になり、個人情報保護条例で引用している条項にずれが生じたことから、平成28年第4回定例会にて個人情報保護条例の一部改正を行いました。

改正の詳細でございます。資料 2 1 4 ページの新旧対照表になりますが、こちらの左側が改正条例でございます、右側が改正前となります。

第 1 8 条第 3 号及び第 1 9 条第 5 号に規定がございます「番号法第 2 8 条」を「番号法第 2 9 条」に改正したところでございます。施行日につきましては、1 2 月末の政令により、平成 2 9 年 5 月 3 0 日としてございます。

続きまして、2 点目でございます。資料 2 1 6 ページを御覧ください。こちらは内閣府の規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループの資料でございますが、標題のとおり、国の行政機関を対象とする行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関個人情報保護法が平成 2 9 年 5 月 3 0 日に改正の施行を予定しております。その関係で、個人情報保護条例も、今後同様の改正を行うことについて検討しておりますので、その旨の報告をさせていただきます。

資料の 2 1 7 ページを御覧ください。今回の行政機関個人情報保護法の改正の内容ですが、資料にございますとおり、1、個人情報の定義の明確化、2、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定の新設、3、行政機関非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの新設でございます。このうち、1の個人情報の定義と2の要配慮個人情報については、行政機関個人情報保護法と同様な規定とする改正について検討しております。

3の非識別加工情報につきましては、実際の加工方法など、現時点で国から示されている情報が少ないことから、引き続き検討していくべきものというふうに考えております。

それでは、簡単ではございますが、定義と要配慮個人情報について説明をさせていただきます。資料 2 1 8 ページを御覧ください。まず上段、個人情報の定義ですが、今回の行政機関個人情報保護法の改正により個人情報の定義が改正され、個人識別符号、DNA、マイナンバーなどがこれに当たるものでございますが、この個人識別符号という文言が規定されました。

個人情報保護条例につきましても、行政機関個人情報保護法に規定される個人情報の定義と条例の個人情報の定義に差があることはわかりづらいものになるとの考えがございますので、行政機関個人情報保護法の定義と同様な定義規定に改正することについて検討をしております。

続きまして、下段の要配慮個人情報でございます。この要配慮個人情報の規定は、行政機関個人情報保護法には、従来この規定はなく、今回新たに規定されたものでございます。

個人情報保護条例においては、条例第8条において思想、信条等の情報の収集制限に関する規定を設けているところがございます。今回、行政機関個人情報保護法において規定された要配慮個人情報の内容と、条例で規定されている項目を比較した場合、法で規定している項目が条例で規定している項目より広く規定されていることから、法で規定された要配慮個人情報の内容と同様な規定を条例に規定することについて検討をしております。

最後に、資料219ページから222ページにかけて、非識別加工情報、匿名加工情報の説明がございますが、これにつきましては、参考までに御覧いただければと思います。

【松行会長】

ただいま、その他の2番目の事案について、総務課から概要の説明がありました。本件について、御意見、御質問があればお願いいたします。

特に御意見がないようですので、本件は承認としてよろしいでしょうか。

それでは、本件を承認といたします。

この資料によりますと、まだパブリックコメント中の保護すべき情報等につきまして、最終的に完璧におさまった案件ではございませんことを資料に基づいて申し上げておきます。

【総務課長】

今、会長よりパブリックコメント中ということでございますが、こちらは28年12月の資料でございますので、もう既に終わっております。

【松行会長】

既に終了しているわけですね。本年の1月中が締め切りでしたよね。29年の1月でしたか、日にちが出ていましたね。

【総務課長】

220ページですね。もう既に終わっているということで御覧いただければと思います。

【松行会長】

これは終了した、平成28年12月9日から平成29年1月12日、比較的短い期間に集中的にパブコメの実施がなされたということでございます。

それでは事務局から、その他のウというので、次回の日程についての説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程でございますが、事務局案では、平成29年5月18日としたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

【松行会長】

それでは、御承認いただければ、次回は、5月18日木曜日午後6時から当801会議室にて開催をいたしたいと存じますので、何とぞよろしく御参加のほどお願い申し上げます。

それでは、これもちまして、本日の審議会の全ての審議を、終了させていただきます。大変時間が押してしまいましたが、御協力ありがとうございます。それでは、これで散会とさせていただきます。

— 了 —